

## 空き家バンクの利用手順

空き家の情報提供を希望する方（買い手・借り手）		
1	空き家情報の公開	<p>村のホームページ及び役場企画財政課窓口で空き家情報の提供をします。</p> <p>◎公開する空き家情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録番号</li> <li>・所在地</li> <li>・物件の概要</li> <li>・売却または賃貸の別及び希望価格</li> <li>・外観の写真等</li> </ul>
2	利用登録申込	<p>空き家の詳しい情報を知りたい方は、下記書類に必要な事項を記入し、役場企画財政課へ提出してください。</p> <p>◎利用登録申込に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美浦村空き家バンク利用登録申込書（様式第 12 号）</li> <li>・誓約書（様式第 13 号）</li> </ul>
3	現地見学	<p>現地見学を希望される方は役場企画財政課へご相談ください。</p>
4	物件交渉の申込	<p>登録物件の利用を希望される方は、「美浦村空き家バンク物件交渉申込書(様式第 21 号)」に必要な事項を記入し役場企画財政課へ提出してください。</p> <p>◎物件交渉の申込に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美浦村空き家バンク物件交渉申込書（様式第 21 号）</li> </ul>
5	物件交渉	<p>物件交渉申込の後に空き家登録者及び契約交渉の仲介をおこなう仲介業者に村から連絡をします。その後、仲介業者の仲介により契約交渉をすることになります。</p> <p>※仲介業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。</p> <p>※村は仲介及び契約に関するトラブル等については、一切関与しません。</p>